

おきぎんカードご利用規定

(2022年4月11日現在)

当行とのカードお取引は、お申込頂きました各々のカードによって下記規定に基づき取扱いいたします。

おきぎん キャッシュカードサービス規定

第1条 (カードの利用)

普通預金(総合口座取引の普通預金を含む。以下同じ。)について発行したキャッシュカードおよび貯蓄預金について発行した貯蓄カード(以下これらを「カード」という。)は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当行の現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含む。以下「預金機」という。)を使用して普通預金または貯蓄預金(以下これらを「預金」という。)に預入れをする場合。
- (2) 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「提携先」という。)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含む。以下「支払機」という。)を使用して預金の払出しをする場合。
- (3) 当行の自動振込機(振込を行なうことができる現金自動預入払出兼用機を含む。以下「振込機」という。)を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合。
- (4) その他当行所定の取引を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含む。以下「振込機」という。)を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合。

第2条 (預金機による預金の預入れ)

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。また、1回あたりの預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) 当該預金口座についてカードによる預入れがあった場合には、預入れ後の残高を表示した受取書として「おきぎんキャッシュカードご利用明細」を発行します。

第3条 (支払機による預金の払戻し)

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1日当たりの払戻しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。
- (3) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額および第2項に規定する払戻回数超過手数料金額の合計額が規定する金額を超えるときは、その払戻しはできません。

第4条 (振込機による振込)

振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

第5条 (自動機利用手数料)

- (1) 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当行および提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」という。)をいただきます。
- (2) 支払機または振込機を使用し貯蓄預金の払戻しをする場合(第7条第2項により当行本店の窓口でカードにより貯蓄預金の払戻しをする場合を含む。)、当該貯蓄預金の払戻し(通帳および払戻請求書の提出による払戻しを含む。)が毎月1日から月末日までの1か月間に5回をこえるときは、その回数を超えるそれぞれの払戻しについて、貯蓄預金規定に定める払戻回数超過手数料をいただきます。但し、貯蓄預金II型及び新型貯蓄預金については、払戻回数超過手数料は徴収しません。
- (3) 自動機利用手数料または払戻回数超過手数料は、預金の払戻し時に、通帳および払戻請求書として、その払戻しをした預金口座から自動的に引落しします。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。
- (4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書として、その払戻しをした預金口座から自動的に引落しします。

第6条 (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)

- (1) 代理人(本人と生計をともにする親族2名に限ります。)による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名(署名)、暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人カードの利用についても、この規定を適用します。

第7条 (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等時間内に限り、預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障等の取扱いとして、窓口で現金を限度として、当行本店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはありません。
- (3) 前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名・金額および届出の暗証を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

第8条 (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れした金額、払戻しした金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額または払戻回数超過手数料金額の通帳記入は、通帳が預金機、振込機、当行の支払機もしくは当行の通帳記帳機で使用された場合または当行本店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱いした場合にも同様とします。なお、払戻した金額と自動機利用手数料金額、払戻回数超過手数料金額および振込手数料金額は合計額をもって通帳に記入します。

第9条 (カード・暗証の管理等)

- (1) 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されたおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) 下の盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

第10条 (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であった場合に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

第11条 (盗難カードによる払戻し等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること。②当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること。③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあつたことが推測される事実を確認できるものを示していること。
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日によるその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合に、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日)から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にもかかわらず、次のいずれかに該当することにより当行が証明した場合に、当行は補てん責任を負いません。①当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。A 本人に重大な過失があることを、当行が証明した場合。B 本人の配偶者、一親等内の親族、同居の親族、その他の同居人または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など)によって行われた場合。C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあつた場合。

第12条 (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があつた場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

第13条 (当行の提供するアプリによる取扱い)

- (1) 当行の提供するアプリでは、暗証、口座番号、通帳裏面に記載されている顧客番号等のうち当行所定の項目の一致あるいは当行に登録された携帯電話番号への発信により本人による利用と扱うことがあります。このため、暗証および顧客番号と他人に知られることとならぬように当行に登録された携帯電話番号に他人に係る端末が他人に使われることのないよう管理してください。
- (2) 暗証や顧客番号の漏えい、通帳や当行に登録された携帯電話番号に係る端末の紛失または盗難等が生じた場合、すみやかに本人から当行に通知してください。
- (3) 暗証や顧客番号の漏えい、通帳や端末の紛失または盗難等により生じた損害について、当行は当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負いません。

第14条 (カードの再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

第15条 (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

第16条 (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを取引店に返却してください。なお、当行が普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適切だと認めた場合には、その利用をおとわります。この場合、当行から請求がありしだい直ちにカードを取引店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することができます。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。①第17条に定める規定に違反した場合。②預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから5年が経過した場合。③カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合。

第17条 (譲渡、買入れ等の禁止)

カードは譲渡、買入れまたは貸与することはできません。

第18条 (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で告知します。
- (3) 前2項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

第19条 (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定および振込規定により取扱いします。

おきん IC キャッシュカード 特約

第1条 (特約の範囲等)

- この特約は、ICキャッシュカード【従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様のICキャッシュカードとしての機能（以下、「ICチップ提供機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。】を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- この特約は、おきんキャッシュカードサービス規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約の定めがない事項に関しては、おきんキャッシュカードサービス規定が適用されるものとなります。
- この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは、おきんキャッシュカードサービス規定の定義に従います。

第2条 (ICチップ提供機能の利用範囲)

ICチップ提供機能は、この機能の利用が可能な現金自動預金機、現金自動支払機、自動振込機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「ICキャッシュカード対応自動機等」といいます。）を利用される場合に、提供されます。

第3条 (ICキャッシュカードの利用)

おきんキャッシュカードサービス規定第1条に定める提携先のうち、一部の払出提携先において、提携先の都合によりICチップ提供機能の利用ができない現金自動支払機または現金自動預入払出兼用機を設置している場合があります。この場合、ICチップ提供機能は利用できません。

第4条 (1日あたりの払戻金額)

当行は、当行及び払出提携先の現金自動支払機または現金自動預入払出兼用機を利用した預金払い戻しにおける1日あたりの限度額について、ICチップ提供機能を利用した払戻しである場合と、ICチップ提供機能を利用しない払戻しである場合に分けて、それぞれ定めるものとし、各限度額の範囲内で払戻しができるものとします。

第5条 (ICキャッシュカード対応自動機等の故障時の取扱い)

- ICキャッシュカード対応自動機等の故障時には、ICチップ提供機能の利用はできません。
- ICキャッシュカード対応自動機等の障害等により、ICチップ提供

機能の利用ができないため本人または第三者に損害が生じても、当行は責任を負いません。

第6条 (ICチップ読取不能時の取扱い等)

- ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応自動機等においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能の利用はできません。この場合、当行所定の手続に従って、すみやかに当行にキャッシュカードの再発行を申し出て下さい。

(2)ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応自動機等においてICチップを読み取ることができないため本人または第三者に損害が生じても、当行は責任を負いません。

第7条 (ICキャッシュカードの利用ができない場合等の取扱い)

ICキャッシュカード対応自動機等の障害やICチップ読取不能等により、ICキャッシュカードの利用ができない場合であっても、キャッシュカードの利用または窓口での取引等を行うことができます。

第8条 (発行手数料)

(1)ICキャッシュカードの発行、ICキャッシュカードへの切替にあたっては、当行所定の手数料（以下「発行手数料」といいます。）をお支払いいただきます。

第9条 (規定の適用)

本規定の取扱いには、本規定の他、おきんキャッシュカードサービス規定が適用されます。ただし、おきんキャッシュカードサービス規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。

第10条 (規定の変更)

- この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。
- 前二項による変更は、公表等の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

生 体 認 証 特 約

本特約は、2021年1月20日までにICキャッシュカード（PiPuCa含む）における生体認証機能サービスのご登録をいただいたお客さまのみに適用されます。

第1条 (生体認証)

- 生体認証とは、当行との銀行取引について本人であることの確認手段の一つとして用いる認証方式で、おきんICキャッシュカード特約に定めるICキャッシュカードの利用の際に、次項に定める生体認証データの照合を行うことにより認証する方式をいいます。
- 生体認証データの照合とは、ICキャッシュカード上のICチップ（以下「ICチップ」といいます。）に当行所定の機器及び操作手順により当行の認めた本人の指静脈パターンを記録し、ICチップに記録された本人の指静脈パターン（以下「生体認証データ」といいます。）と当行所定の照合機に読み取らせた指静脈パターンを照合することをいいます。
- 生体認証を利用することができる当行との銀行取引等の取扱いについては原則として第4条に定めるところによります。

第2条 (生体認証契約の締結)

- 生体認証契約の締結に当たっては、あらかじめICキャッシュカードの利用申込みが必要となります。
- 生体認証契約の申込みの際は、当行所定の申込書に必要事項を記入し、記名押印のうえ、生体認証データを記録するICキャッシュカードを添えて当行窓口へ提出して下さい。
- 前項の申込みの際は、当行所定の方法により暗証届を提出して下さい。
- 生体認証データの登録は、当行が前2項により提出された申込書及び暗証届の内容を確認した上で、当行所定の方法により行うものとし、生体認証契約は、生体認証データを登録した時から効力が発生するものとします。
- 生体認証契約の締結及び生体認証データの登録に当たっては、当行所定の本人確認を行わせていただきます。十分な本人確認ができない場合には、生体認証契約をお断りすることがあります。

第3条 (取扱窓口の範囲)

- 生体認証データの登録及び削除は、当行所定の方法により当行本店窓口において取り扱います。
- 生体認証データの照合は、当行所定の方法により端末機並びに生体認証データの照合機能のある現金自動預金機、現金自動支払機、自動振込機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「ICキャッシュカード対応自動機等」といいます。）において取り扱います。

第4条 (生体認証の利用範囲)

生体認証を利用して行うことができる取引等は、ICキャッシュカード対応自動機等による次の取扱いとします。なお、預金口座への預金の預入れは、生体認証データの照合を行わずに取扱いします。

- 預金口座からの預金の払戻し
- 預金口座からの振替による振込資金の払戻しおよび振込の依頼
- 届出事項の変更、暗証番号の変更
- 残高照会等の各種照会
- 預金口座の解約
- その他当行が必要と認めた場合

第5条 (生体認証データの照合)

- ICチップに生体認証データを記録したICキャッシュカードにより、ICキャッシュカード対応自動機等で前条に規定する取扱いを行うおとする時は、おきんキャッシュカードサービス規定、おきんICキャッシュカード特約のほか、当行所定の生体認証のための手続に従って下さい。
- 当行は、生体認証データについて、ICキャッシュカード対応自動機等により同一性が認定された、かつ、ICキャッシュカード対応自動機等の操作の際に使用されたICキャッシュカードが、当行が本人に交付したものであること及び入力された暗証と届出の暗証が一致することを当行所定の方法により確認のうえ、第4条に定める当行所定の取扱いを行います。

第6条 (生体認証データの登録変更)

- 生体認証データの登録の変更を行う際は、当行所定の届出書に必要事項を記入し、記名押印のうえ、ICキャッシュカードを添えて当行本店窓口へ提出して下さい。
- 前項の届出があったときは、当行は、ICチップに登録された生体認証データを消去します。
- 前項の生体認証データの消去が完了した後、生体認証データの登録を行って下さい。
- 生体認証データの登録変更の処理が正常に終了しなかった場合、ICキャッシュカード対応自動機等により取り扱いきれない場合があります。

第7条 (ICキャッシュカードの再発行・事故・使用不能時等の手続)

- 生体認証データを登録したICキャッシュカードの再交付の請求があったときは、生体認証契約が解約されたものとして取り扱います。
- 前項の場合において、生体認証を利用しようとする場合には、あらかじめ生体認証契約を申込み、新しいICキャッシュカードに生体認証データの登録手続を行って下さい。

第8条 (生体認証データの照合ができない場合等の取扱い)

- ICキャッシュカード対応自動機等の障害等により、当行がIC

キャッシュカード対応自動機等で生体認証データの照合により同一性の認定ができなかった場合又は生体認証データの照合が不可能と判断した場合その他相当の事由がある場合には、当行は、生体認証データの照合を行わず、おきんキャッシュカードサービス規定、おきんICキャッシュカード特約により当行所定の取扱いを行います。

(2)ICキャッシュカード対応自動機等の障害等により、生体認証データの照合ができないため本人又は第三者に損害が生じても、当行は責任を負いません。

第9条 (代理人のICキャッシュカード)

- おきんキャッシュカードサービス規定第6条（代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込）の規定により交付された代理人【おきんキャッシュカードサービス規定第6条（代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込）の代理人をいいます。】のICキャッシュカードの生体認証契約の締結についても、本規定により取り扱います。
- 前項の場合、本人が同席のうえ（当行がやむを得ないと認めた場合を除きます。）、代理人のICキャッシュカードに代理人の生体認証データを記録します。
- 当行所定の手続により代理人の生体認証データを登録した場合、当行はICキャッシュカードに登録された代理人の生体認証データとの照合を行います。
- 代理人による銀行取引等は、預金口座からの預金の払戻し、預金口座からの振替による振込資金の払戻しおよび振込の依頼、ならびに残高照会等の各種照会、その他当行が必要と認めた場合に限ります。
- 代理人の行為により本人に損害が生じた場合は、その損害は本人が負担するものとし、当行は責任を負いません。
- 代理人のICキャッシュカードの生体認証契約を解約する場合には、第10条の規定に従い、本人から当行所定の届出をして下さい。

第10条 (生体認証契約の解約)

- 生体認証契約を解約しようとするときは、本人は、当行所定の届出書に必要事項を記入し、記名押印のうえ、ICキャッシュカードを添えて当行に提出して下さい。
- ICキャッシュカードについて、おきんキャッシュカードサービス規定第16条（解約、カードの利用停止等）によるカード利用の停止の届出があったとき（同条第2項によるカード利用の停止の届出があったものとして取り扱う場合を含みます。）又は同条第3項によりICキャッシュカードが当行に返却されたとき又はICキャッシュカードが当行に提出されたときは、第1項の届出があったものとして取り扱います。

第11条 (規定の適用)

本規定の取扱いには、本規定の他、おきんキャッシュカードサービス規定、おきんICキャッシュカード特約が適用されます。ただし、おきんキャッシュカードサービス規定、おきんICキャッシュカード特約と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。

第12条 (規定の変更)

- 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定にもとづき変更するものとします。
- 前項による本規定の内容の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。
- 前二項による変更は、公表等の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

【個人情報保護法関連条項】

生体認証の申込者および申込者の代理人は、当行が次の目的のためにICキャッシュカード上のICチップに自己の指静脈パターンを記録・保管することに同意します。

- 生体認証データは、当行所定の機器により、申込者またはその代理人の指静脈パターンとICチップ上の指静脈パターンを照合することにより、当行との銀行取引について当行が本人またはその代理人であることの確認手段の一つとして使用します。
- 生体認証を利用して行う取引等は、ICキャッシュカード対応自動機等による次に掲げる取扱いとします。ただし、代理人による銀行取引等は、次に掲げる取扱いのうち、預金口座からの預金の払戻し、預金口座からの振替による振込資金の払戻しおよび振込の依頼、ならびに残高照会等の各種照会、その他当行が必要と認めた場合に限ります。
 - 預金口座からの預金の払戻し
 - 預金口座からの振替による振込資金の払戻しおよび振込の依頼
 - 届出事項の変更、暗証番号の変更
 - 残高照会等の各種照会
 - 預金口座の解約
 - その他当行が必要と認めた場合

おきぎん デビットカード (J-Debit) 取引規定

第1条 (適用範囲)

次の各号のうちのいずれかの者(以下「加盟店」といいます。)に
対して、普通預金(総合口座の普通預金を含みます。)につい
て発行した「おきぎんキャッシュサービスカード(代理人カ
ードを含みます。)&貯蓄預金カード(法人キャッシュカードその他
を当行所定のカード(以下「カード」といいます。))を提示して、当該
加盟店が行う商品の販売または役務の提供等(以下「売買取引
」といいます。)について当該加盟店に対して負担する債務(以下
「売買取引債務」といいます。)を当該カードの預金口座(以下
「預金口座」といいます。)から預金の引落し(総合口座取引規定
にもとづく当座貸越による引落しを含みます。)によって支払う取引
(以下「デビットカード取引」といいます。)については、この規定
により取り扱います。

- ①日本電子決済推進機構(以下「機構」といいます。)所定の加盟
店規約(以下「規約」といいます。)を承認するうえ、機構に直接
加盟店として登録され、機構の会員であるまたは複数の金融機
関を有する「加盟店銀行」といいます。)と規約所定の加盟店契約
を締結した法人または個人(以下「直接加盟店」といいます。)
但し、当該加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが
直接加盟店で利用できない場合があります。
- ②規約を承認するうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を
締結した法人または個人(以下「間接加盟店」といいます。)
但し、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが
間接加盟店で利用できない場合があります。
- ③規約を承認するうえ機構に任意組合として登録され加盟店銀行と
加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認
した法人または個人(以下「組合事業加盟店」といいます。)
但し、規約所定の組合契約の定めに基づき、当行のカードが組
合事業加盟店で利用できない場合があります。

第2条 (利用方法等)

- (1)カードをデビットカード取引に利用するときは、みずからカード
を加盟店に設置されたデビットカード取引にかかると機能した
端末機(以下「端末機」といいます。)に読みとらせるか、または
加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をカードを端末機に
読みとらせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認し
たうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者(加盟店の従業員
を含みます。)に見られないように注意しつつみずから入力してく
ださい。
- (2)端末機を使用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的として、
カードを利用することはできません。
- (3)次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。
①停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
②一回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額
を超える場合、または最低金額に満たない場合
③購入する商品または提供をうける役務等が、加盟店がデビット
カード取引を行うことができないものと定めた商品又は役務等
に該当する場合
(4)次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することは
できません。
①1日あたりはカードの利用金額が、当行が定めた範囲を超える
場合
②当行所定の回数を超過してカードの暗証番号を誤って端末機に入
力した場合
③カード(磁気ストライブの電磁的記録を含みます。)が破損して
いる場合
(5)当行がデビットカード取引を行なうことができないと定めている日
または時間帯は、デビットカード取引を行なうことはできません。

第3条 (デビットカード取引契約等)

前条第1項により暗証番号の入力がされたときに、端末機に口座

引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟
店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の
契約(以下「デビットカード取引契約」といいます。)が成立し、
この契約に当行に対して売買取引債務相当額の預金の引落し指図お
よび当該指図にもとづく引落しされた預金による売買取引債務の
弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落し指図に
ついては、通報および払戻請求書の提出は必要ありません。

第4条 (預金の復元等)

- (1)デビットカード取引により預金口座の預金の引落しがあったとき
は、デビットカード取引契約が解除(合意解除を含みます。)、
取消等により適法に解消された場合(売買取引の解消と併せて
デビットカード取引契約が解消された場合を含みます。))であつて
も、加盟店以外の第三者(加盟店の特定承継人および当行を含
みます。)に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求す
る権利を有しないものとします。また当行に対して引落された預
金の復元を請求することもできないものとします。
(2)前項にかかわらず、デビットカード取引を行った加盟店にカード
および加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落し
された預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれを用いて
端末機から当行に取消の電文を送信し、当行が当該電文をデビ
ットカード取引契約が成立した当日中かつ当行所定の時刻以前に受信
した場合に限り、当行は引落された預金の復元をします。加盟店
店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、みず
からカードを端末機に読みとらせるか、または加盟店にカードを
引き渡したうえ加盟店をカードを端末機に読みとらせてくださ
い。端末機から取消の電文を送信することができないときは、引落し
された預金の復元はできません。
(3)第1項または前項において引落しされた預金の復元等ができない
ときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で
解決してください。
(4)デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらず
これを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したため
デビットカード取引契約が成立した場合についても、本条第1項
から前項に準じて取り扱うものとします。

第5条 (規定の準用)

本規定に定めのない事項については、おきぎんキャッシュカード
サービス規定(以下「カード規定」といいます。))および、おきぎ
ん法人キャッシュカードご利用規定(以下「法人カード規定」
といいます。)により取り扱います。また、カード規定の適用につ
いては同規定中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」とし、
法人カード規定の適用については同規定中「支払機または振込機」
とあるのは「端末機」とします。

第6条 (デビットカード取引の機能を停止する機能)

カードによりデビットカード取引を行なう機能は当行所定の書面に
より当行本支店へ申出ることにより停止することができます。当行は
この書面による申出を受けたときは、直ちにデビットカード取引
を行なう機能を停止する措置を講じます。この申出の前に生じた損害
については、当行は責任を負いません。

第7条 (規定の変更)

- (1)本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当
の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定にもとづ
き変更するものとします。
(2)前項による本規定の内容の変更は、変更を行う旨および変更後の
条項の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサ
イトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。
(3)前二項の変更は、公表等の際に定める相当の期間を経過した日から
適用されるものとします。

おきぎん Pay-easy (ペイジー) 口座振替受付サービス規定

第1条 (適用範囲)

- (1)当行と預金口座振替取納事務に関する契約を締結し、かつ、日本
マルチペイメントネットワーク運営機構(以下「運営機構」とい
います。))所定の取納機関規約を承認するうえ、運営機構に取納機関
として登録された法人等(以下「取納機関」といいます。))もしくは、
当該取納機関から委託を受けた法人(以下「取納受託法人」とい
います。))の窓口に対して、キャッシュカードを提示して、後記第3条
(1)の預金口座振替の依頼を行うサービス(以下「本サービス」と
いいます。))については、この規定により取扱います。
なお、本規定におけるキャッシュカードは、当行がおきぎん
キャッシュカード規定に基づいて発行したキャッシュカード等
のうち、個人の普通預金(総合口座取引を含みます。)のカード(以下
「カード」といいます。))をいいます。
- (2)本サービスが利用できるのは、カードの発行されている預金口座
(以下「当該口座」といいます。))の預金者本人に限ります。
- (3)本サービスは当行が本サービスに利用することを承認したカード
のみ利用できることとします。したがって、貯蓄預金カード、
法人カード等は、本サービスを利用できません。

第2条 (利用方法等)

- (1)本サービスを利用するとき、預金者は、自らカードを取納機関も
しくは取納受託法人の窓口を設置された本サービスにかかると機能
を備えた端末機(以下「端末機」といいます。))に読み取らせ、
端末機にカードの暗証番号と必要項目を第三者(取納機関もしく
は取納受託法人の従業員を含みます。))に見られないように注意し
つつ自ら入力してください。
- (2)次の場合には、本サービスを利用することはできません。
①停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
②取納機関もしくは取納受託法人の窓口において購入する商品ま
たは提供を受ける役務等が、預金口座振替による支払いを受け
ることができないと取納金融機関が定めた商品または役務等に
該当する場合
(3)次の場合には、本サービスにおいてカードを利用することはでき
ません。
①当行所定の回数を超過してカードの暗証番号を誤って端末機に入
力した場合
②カード(磁気ストライブの電磁的記録を含みます。)が破損して
いる場合
③自らが本サービスの停止を申し出た場合
(4)当行が本サービスを利用することができない日または時間帯とし
て定めた日または時間帯は、本サービスを利用することはできま
せん。
(5)本サービスを利用する際には、取納機関もしくは取納受託法人か
ら、端末より印字された口座振替契約確認書を必ず受領し、申
込の内容をご確認いただいたうえで大切に保管してください。

第3条 (預金口座振替契約等)

- (1)当行が、カードの電磁的記録によって端末機の操作に使用され
たカードを当行が交付したものととして処理するうえ、入力された
暗証番号と届出の暗証番号の一致を確認したときに、当行と預金
者との間で、契約が解除されるまでの間、取納機関から当行に都
度送付される請求書記載の金額を、預金者に通知することなく、
当該口座から引落しするうえ支払う旨の契約(以下「預金口座振替
契約」といいます。))が成立したものとします。ただし、暗証番号
の入力後、端末機に預金口座振替依頼の受付確認を表す電文が
表示されないときは預金口座振替契約は成立しなかったものと
します。預金口座振替契約が成立した場合、当行は、普通預金規定
にかかわらず、預金者から預金通帳および払戻請求書の提出を受
けることなく当該口座より請求書記載の金額を引落しすることが
できるものとします。
(2)取納機関の指定する振替日(当日が当行の休業日にあたる場合は

翌営業日)において請求書記載金額が当該口座の支払可能金額
(当座貸越「総合口座取引による当座貸越を含みます。))を利用
できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときは、預金者に通知す
ることなく、請求書を取納機関に返却します。

第4条 (預金口座振替契約の解約)

- (1)預金口座振替契約を解約するときは、預金者から当行へ所定の手
続きにより届け出るものとします。なお、この届出がないまま長
期間にわたり取納機関から請求書の送付がない等相当の事由があ
るときは、当行は預金者に通知することなく預金口座振替契約が
終了したものととして取り扱うことができます。
(2)前記第3条(1)にかかわらず、本サービスによる預金口座振替契約
が成立した当日中に預金口座振替契約を解約する場合には、預
金者が本サービスの申込を行った取納機関もしくは取納受託法人
より本人確認を受けたうえで、自らカードを端末機に読み取らせ、
端末機にカードの暗証番号と必要項目を第三者(取納機関もしく
は取納受託法人の従業員を含みます。))に見られないように注意し
つつ自ら入力して預金口座振替契約の解約依頼電文を送信して
ください。当行が当該解約依頼電文を受信した場合に限り、預金口
座振替契約の解約が成立したものとします。なお、端末機から預
金口座振替契約の解約依頼電文を送信できないときは預金口座振
替契約の解約はできません。
(3)前記(2)において、本サービスによる預金口座振替契約が成立した
当日中に預金口座振替契約の解約ができない場合には、届出の印
鑑を持参するうえ当行お取引店にて所定の預金口座振替契約の
解約手続きを行ってください。(カードによる解約依頼はできません。)
(4)解約手続きを行う前に取納機関より送付された請求書は、前記第3条
により預金口座振替契約が成立したものととして取扱います。

第5条 (本サービスを利用する機能を停止する機能)

本サービスを利用する機能は、当行所定の手続きにより当行お取引
店へキャッシュカードの解約届けを提出してください。
当行がこの申出を受けたときは、直ちに本サービスを利用する
機能停止を含めたキャッシュカードを解約する措置を講じます。この
申出の前に生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。

第6条 (免責事項)

- (1)当行が、カードの電磁的記録によって、端末機の操作の際に使用
されたカードを当行が交付したものととして処理し、入力された暗
証番号と届出の暗証番号の一致を確認して預金口座振替契約の
受付をした場合は、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、
盗用、紛失その他の事故があつても、そのために生じた損害に
ついて、当行は責任を負いません。
ただし、この預金口座振替契約の受け付け偽造カードによるもの
であり、カードおよび暗証番号の管理について預金者の責めに帰
すべき事由がなかったことを預金者が証明した場合の当行の責任
についてはかかりません。
(2)本サービスについて仮に紛議が生じても、当行の責めによる場合
を除き、当行は一切の責任を負わないものとします。

第7条 (規定の準用)

この規定の定めのない事項についてはおきぎんキャッシュカード
規定に定めがある場合には、おきぎんキャッシュカード規定により
取扱います。

第8条 (規定の変更等)

- (1)本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当
の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定にもと
づき変更するものとします。
(2)前項による本規定の内容の変更は、変更を行う旨および変更後の
条項の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブ
サイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。
(3)前二項の変更は、公表等の際に定める相当の期間を経過した日か
ら適用されるものとします。